

太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気事業）設置に関するガイドライン 新旧対照表

改訂後	現 行
<p>1 はじめに</p> <p>東日本大震災を起因とした東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、エネルギーに対する考え方が変わり、安全も含めた環境保全が大切であります。</p> <p>近年、再生可能エネルギーの導入が急速に拡大し、東御市においても特に日照時間が長いという地の利を生かし、自給率の向上を目指した太陽光発電設備の設置を推進しています。また、固定価格買取制度（FIT法）が導入されたことにより、市内でも急速に太陽光発電設備の設置が増加し、今後もさらなる設置が見込まれています。</p> <p>事業を実施するにあたり、環境の保全に配慮することはもちろん、地域住民との良好な合意形成が必要です。</p> <p>2 目的</p> <p>このガイドラインは、「東御市環境をよくする条例及び同条例施行規則」（以下、「条例等」という。）に基づき、市内における太陽光発電施設の設置に関し、東御市の立地条件を活かした環境に優しい新エネルギーへの転換を促進しつつ、太陽光発電事業者が事業を実施するにあたり、用地の選定から、災害の防止、自然環境・生活環境の保全、地域市民との合意形成等について必要な事項を定め、事業者が事業計画を立案する際に、あらかじめ検討しておくべき項目を具体的に示すものです。</p> <p>また、市への届出を定めた条例等による協定書を締結することにより、市民の安心安全を確保することを目的としています。</p> <p>なお、このガイドラインは、今後の社会情勢の変化、法令等の改正により、必要に応じて随時見直しを行います。</p> <p>3 定義</p> <p>（3）太陽光発電事業者（以下、「事業者」という。）：発電施設の設置に係る工事をする全ての者及び当該発電施設により発電事業を行う者をいう。</p>	<p>1 はじめに</p> <p>東日本大震災を起因とした東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、エネルギーに対する考え方が変わり、安全も含めた環境保全が大切であります。</p> <p>近年、再生可能エネルギーの導入が急速に拡大し、東御市においても特に日照時間が長いという地の利を生かし、自給率の向上を目指した太陽光発電設備の設置を推進しています。また、固定価格買取制度（FIT法）が導入されたことにより、市内でも急速に太陽光発電設備の設置が増加し、今後もさらなる設置が見込まれています。</p> <p>_____環境の保全に配慮した_____地域住民との良好な合意形成が必要です。</p> <p>2 目的</p> <p>このガイドラインは、「東御市環境をよくする条例及び同条例施行規則」（以下、「条例等」という。）に基づき、市内における太陽光発電施設の設置に関し、東御市の立地条件を活かした環境に優しい新エネルギーへの転換を促進しつつ、太陽光発電事業者が事業を実施するにあたり、用地の選定から、災害の防止、自然環境・生活環境の保全、地域市民との合意形成等について必要な事項を定め、事業者が事業計画を立案する際に、あらかじめ検討しておくべき項目を具体的に示すものです。</p> <p>また、市への届出を定めた条例等による協定書を締結することにより、市民の安心安全を確保することを目的としています。</p> <p>3 定義</p> <p>（3）太陽光発電事業者（以下、「事業者」という。）：発電施設の設置_____する_____者及び当該発電施設により発電事業を行う者をいう。</p>

改訂後	現 行
<p>5 対象</p> <p>このガイドラインは、太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気事業）で発電出力10kW以上のもの_____を対象とします。ただし、建築物の屋根_____に設置するものは除きます。</p> <p>7 計画～運用</p> <p>(3) 事業者の遵守事項</p> <p>1) 計画と設計</p> <p>オ 雨水、排水計画は、敷地内で処理することを原則とし_____、長野県が定める開発許可審査指針及び上田領域における降雨強度式の最新版を用いて、条例等で規定する基準（本ガイドライン25ページ）に適合する排水施設を設け、流末まで完全なものを設置すること。なお、既存の水路及び河川に放流する場合は管理者の許可を得る_____こと。</p> <p>カ オによることが困難な場合は、市と事前協議する_____こと。</p> <p>キ 施設の周囲にはフェンス等を設置し、出入口を施錠するとともに、出入口に立入りを禁止する表示を付ける_____こと。</p> <p>ク 周辺道路を通行する車両に太陽電池モジュールの反射光が当たらないように_____すること。</p> <p>ケ その他計画段階で条例等及び長野県基準「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル 事業者向け抜粋」を配慮し計画する_____こと。</p>	<p>5 対象</p> <p>このガイドラインは、太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気事業）で発電出力10kW以上のもので売電を目的としたものを対象とします。ただし、一般住宅の屋根及びその敷地内に設置するものは除きます。</p> <p>7 計画～運用</p> <p>(3) 事業者の遵守事項</p> <p>1) 計画と設計</p> <p>オ 雨水、排水計画は「長野県内の降雨強度式について」を参考にし、10年確率10分で計算することを基本とするが、近隣のアメダス最大雨量等も考慮し、集中豪雨や地形も踏まえて計算_____すること。また、敷地内浸透を原則として雨水を一旦溜められる施設で設計する_____こと。</p> <p>カ 施設の周囲にはフェンス等を設置し、出入口を施錠するとともに、出入口に立入りを禁止する表示を付ける_____こと。</p> <p>キ 周辺道路を通行する車両に太陽電池モジュールの反射光が当たらないようにする_____こと。</p> <p>ク その他計画段階で条例等及び長野県基準「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル 事業者向け抜粋」を配慮し計画する_____こと。</p> <p>※追加</p>

太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気事業）設置に関するガイドライン 新旧対照表

改訂後	現 行
<p>2) 地域市民との合意形成</p> <p>事業の計画は地元区及び隣接地所有者に十分な説明を行い、協議し、良好な関係を保ち、合意形成を図ること。この際、必ず同意または確認を得たことわかる書類を作成し、届出書に添付すること。なお、地元区等から説明会等の要請があった場合には速やかに開催し、説明責任を果たすこと。また、その結果を届出書に添付すること。</p> <p>4) 市への届出</p> <p>事業着工60日前までに、条例等に基づく届出書（様式第7号）を市へ提出すること。また添付書類は別紙1のとおりとする。</p> <p>なお、この場合の着工とは、発電施設の設置に係る樹木の伐採等を含むものとする。</p> <p>5) 事業者と地元区間の協定</p> <p>円滑に _____ 合意形成を進めるため、地元区等からの要請により、別紙3を参考にした協定を締結する場合もあります。</p> <p>7) 工事の完了</p> <p>当該工事の完了した日から7日以内に条例等で定めるところにより、市長に届出をし、完了確認を受けること。なお、この時、届出の内容と相違するものや工事不十分であると市が判断した 場合には、条例第30条第2項により市から指示を行います。</p> <p>8) 事業の運営</p> <p>事業を運営するにあたっては、発電設備や浸透施設等の適正管理を行い、隣地等に影響を及ぼさないよう努めること。</p> <p>事業に起因した問題、苦情等が発生した場合は、事業者の責任において誠意をもって対応すること。</p> <p>また、各種法令や地元区等との協議に</p>	<p>2) 地域市民との合意形成</p> <p>事業の計画は地元区及び隣接地所有者に十分な説明を行い、協議し、良好な関係を保ち、合意形成を図ること。この際、必ず同意 _____ を得たことわかる書類を作成し、届出書に添付すること。また、地元区等から説明会等の要請があった場合には速やかに開催し、説明責任を果たすこと。また、その結果を届出書に添付すること。</p> <p>4) 市への届出</p> <p>事業着工60日前までに、条例等に基づく届出書（様式第7号）を市へ提出すること。また添付書類は別紙1のとおりとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>5) 事業者と地元区間の協定</p> <p>より安心安全な合意形成を図る _____ ため、地元区等からの要請により、別紙3を参考にした協定を締結する場合もある _____。</p> <p>7) 工事の完了</p> <p>当該工事の完了した日から7日以内に条例等で定めるところにより、市長に届出をし、完了確認を受けること。なお、この時、届出の内容と相違するものや工事不十分 _____ と _____ 判断があった場合には、条例第30条第2項により市から指示を行います。</p> <p>8) 事業終了</p> <p>発電事業を終了する場合は、解体・撤去を適正に行い、廃止後は着工前の状態に復旧を行う</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改訂後	現 行
<p><u>より、発電施設の解体、撤去費用や着工前の状態に復旧するための植林費用等を予め積み立てる</u>こと。</p> <p>9) 事業の終了</p> <p><u>発電事業を終了する場合は、解体・撤去を適正に行い、廃止後は着工前の状態に復旧を行うこと。</u></p> <p>10) その他</p> <p><u>発電施設の計画から終了まで、以下を参考とすること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>太陽光発電協会が運営するホームページ (http://www.jpea.gr.jp)</u> ・ <u>長野県景観条例 (https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/sumai/jore.html)</u> ・ <u>長野県基準「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル 事業者向け抜粋」 (https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/20160627solar-manual.html)</u> <p>別紙1 届出書類一覧</p> <p>(4) 排水路図</p> <p><u>※雨水排水処理施設は、条例等で定める降雨強度基準で設計</u></p> <p>_____ すること</p> <p>(7) その他必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 確約書：様式ダウンロード可能 ○ <u>事業計画同意・確認書（区長等）</u>：様式ダウンロード可能 	<p>_____ こと。</p> <p>9) その他</p> <p>発電施設の計画から終了まで、以下を参考とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電協会が運営するホームページ (http://www.jpea.gr.jp) ・ 長野県景観条例 (https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/sumai/jore.html) ・ 長野県基準「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル 事業者向け抜粋」 (https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/20160627solar-manual.html) <p>※追加</p> <p>※追加</p> <p>別紙1 届出書類一覧</p> <p>(4) 排水路図</p> <p><u>※10年に1度の雨が10分間降った場合で計算すること（10年確率10分）を基本とするが、近年の集中豪雨や地形も踏まえてこれ以上とすること</u></p> <p>(7) その他必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 確約書：様式ダウンロード可能 ○ <u>事業計画確認書</u> _____：様式ダウンロード可能

改訂後	現 行
<p>○事業計画同意・確認書(隣接者等): 様式ダウンロード可能 ※合意を得るため、区長（自治会長）及び設置場所の土地隣接者等へ十分説明を行い、同意、または事業計画の確認を得たことが分かる書類を添付すること。 また、設置場所が区の境に位置する場合は、隣接する全ての区へ事前説明を行うこと</p> <p>以下（略）</p> <p>(4) 計画に対する市民の判断基準</p> <p>条例等で規定する開発事業を実施する際は、市に届出が必要となり、その届出には、区等に事業説明を行なったことがわかる書類として、区等の長及び周辺利害関係者（隣接区等の長及び土地隣接者等）の署名・押印がされた「事業計画同意・確認書」（任意様式）</p> <hr/> <p>_____の添付が必須となっています。</p> <p>事業者等が事業説明に訪れた際は、次のチェックシートを参考にしてください。</p> <p>また、場合によっては地元区と事業者間で別紙3、事業者と地元区間の協定書を参考に協定を締結することもよいでしょう。</p> <p>大規模発電施設であれば様々なリスクが懸念されます。この場合には別紙4、事業者と協議するうえで留意する事項（長野県基準）を参考にし、環境に配慮された安全安心な計画であるかご判断ください。なお、地域や設置される地形等により、全てあてはまるものではございません。</p> <p>対応に迷うような場合は、市生活環境課</p>	<p>○隣接者同意書 _____ :</p> <p>様式ダウンロード可能 ※合意を得るため、区長（自治会長）及び設置場所の隣接地権者へ十分説明を行い、同意、又は事業計画確認の _____ 分かる書類を添付すること。 また、設置場所が区の境に位置する場合は、関係する全ての区へ事前説明を行うこと</p> <p>以下（略）</p> <p>(4) 計画に対する市民の判断基準</p> <p>条例等で規定する開発事業を実施する際は、市に届出が必要となり、その届出には、区等に事業説明を行なったことがわかる書類として、区等の長 _____</p> <hr/> <p>_____の署名・押印がされた「事業計画 _____ 確認書」及び周辺利害関係者（土地隣接者）の同意または確認がされたことのわかる書類の添付が必須となっています。</p> <p>事業者等が事業説明に訪れた際は、次のチェックシートを参考にしてください。</p> <p>また、場合によっては地元区と事業者間で別紙3、事業者と地元区間の協定書を参考に協定を締結することもよいでしょう。</p> <p>大規模発電施設であれば様々なリスクが懸念されます。この場合には別紙4、事業者と協議するうえで留意する事項（長野県基準）を参考にし、環境に配慮され _____安全安心な計画であるかご判断ください。なお、地域や設置される地形等により、全てあてはまるものではございません。</p> <p>対応に迷うような場合は、市生活環境課</p>

太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気事業）設置に関するガイドライン 新旧対照表

改訂後	現 行												
<p>環境対策係へご相談ください。</p> <p>【市生活環境課 環境対策係 電話 0268-64-5896】</p> <p>8 東御市環境をよくする条例及び同条例施行規則（抜粋）</p> <p>●東御市環境をよくする条例施行規則（開発事業）</p> <p>第4条 条例第2条第8号 の規則で定める開発事業は、別表第2に掲げるものとする。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 15%;">7</td> <td style="width: 80%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>再生可能エネルギー電気事業</td> <td>太陽光発電等で、出力10kW以上のもの。ただし、太陽光発電にあっては、建築物の屋根 _____ に設置するものを除く。</td> </tr> </table> <p>別表第6（第7条関係）</p> <p>1 開発基準（共通事項）</p> <p>(1) 開発区域内に既存道路がある場合、当該道路の取扱いについては、道路管理者と事前協議すること。</p> <p>(2) 敷地境界は、境界杭等により明示すること。</p> <p>(3) 事業者は、次に掲げるものに対し、事業着手前に開発事業計画を十分説明し、事業計画の確認又は同意を得たことが確認できる書面を届出書に添付 _____ すること。</p> <p>ア 開発に係る区域の区又は自治区の長</p> <p>イ 開発に係る区域周辺の利害関係を有する区又は自治区の長</p>	1	7	(略)	8	再生可能エネルギー電気事業	太陽光発電等で、出力10kW以上のもの。ただし、 太陽光発電にあっては、建築物の屋根 _____ に設置するものを除く。	<p>環境対策係へご相談ください。</p> <hr/> <p>8 東御市環境をよくする条例及び同条例施行規則（抜粋）</p> <p>●東御市環境をよくする条例施行規則（開発事業）</p> <p>第4条 条例第2条第1項第8号 の規則で定める開発事業は、別表第2に掲げるものとする。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 15%;">7</td> <td style="width: 80%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>再生可能エネルギー電気事業</td> <td>太陽光発電等で、出力10kW以上のもの。ただし、一般住宅（店舗との併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。）の屋根及びその敷地内 に設置するものを除く。</td> </tr> </table> <p>別表第6（第7条関係）</p> <p>1 開発基準（共通事項）</p> <p>ア 開発区域内に既存道路がある場合、当該道路の取扱いについては、道路管理者と事前協議すること。</p> <p>イ 敷地境界は、境界杭等により明示すること。</p> <p>ウ 事業者は、開発に係る区域の区又は自治区の長及びその周辺の利害関係者に対し、事業着手前に開発事業計画を十分説明し、事業計画の確認又は同意を得たことが確認できる書面を届出書に添付 すること。</p> <p>※追加</p> <p>※追加</p>	1	7	(略)	8	再生可能エネルギー電気事業	太陽光発電等で、出力10kW以上のもの。ただし、 一般住宅（店舗との併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。）の屋根及びその敷地内 に設置するものを除く。
1	7	(略)											
8	再生可能エネルギー電気事業	太陽光発電等で、出力10kW以上のもの。ただし、 太陽光発電にあっては、建築物の屋根 _____ に設置するものを除く。											
1	7	(略)											
8	再生可能エネルギー電気事業	太陽光発電等で、出力10kW以上のもの。ただし、 一般住宅（店舗との併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。）の屋根及びその敷地内 に設置するものを除く。											

改訂後	現 行
<p>ウ 開発に係る区域周辺の利害関係者</p> <p>(4) 開発事業を行うことにより公共施設に影響を与えた場合は、当該施設の復旧又は修繕等に要する経費は、原則として事業者の負担とする。</p> <p>(5) 開発事業の施行にあたり、周囲に影響を及ぼすおそれのある場合は、防災対策を実施すること。この場合において、防災対策はすべての開発事業の本工事に先駆けて行うこと。</p> <p>(6) 史跡、埋蔵文化財等の保護等については、東御市教育委員会と協議すること。</p> <p>8 再生可能エネルギー電気事業の開発基準</p> <p>(1) 雨水排水処理については、敷地内で処理することを原則とし、長野県が定める開発許可審査指針の規定及び長野県が示す上田領域における降雨強度式の最新版（以下「降雨強度式」という。）を用いて、次に掲げる基準に適合する排水施設を設け、流末まで完全なものを設置すること。なお、既存の水路及び河川に放流する場合は管理者の許可を得ること。</p> <p>ア 事業前の現況地目が10,000平方メートル未満の宅地、雑種地若しくは農地又は3,000平方メートル未満の山林に設置する場合は、降雨強度式に基づき降雨強度は10年確率以上、降雨継続時間は10分を基準とする。</p> <p>イ 事業前の現況地目が10,000平方メートル以上の宅地、雑種地若しくは農地又は3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の山林に設置する場合は、降雨強度式に基づき降雨強度は30年確率以上、降雨継続時間は10分を基準とする。</p>	<p>※追加</p> <p>エ 開発事業を行うことにより公共施設に影響を与えた場合は、当該施設の復旧又は修繕等に要する経費は、原則として事業者の負担とする。</p> <p>オ 開発事業の施行にあたり、周囲に影響を及ぼすおそれのある場合は、防災対策を実施すること。この場合において、防災対策はすべての開発事業の本工事に先駆けて行うこと。</p> <p>カ 史跡、埋蔵文化財等の保護等については、東御市教育委員会と協議すること。</p> <p>8 再生可能エネルギー電気事業の開発基準</p> <p>ア 雨水排水処理については、宅地造成事業及び商工業用地造成事業の開発基準(6)雨水排水処理に準じること。</p> <p>イ 保安上危険となる箇所には防護柵等を設置すること。</p> <p>ウ 定期的な維持管理を行うこととし、管理者の連絡先等を掲出すること。</p>

太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気事業）設置に関するガイドライン 新旧対照表

改訂後	現 行
<p><u>ウ 事業前の現況地目が10,000平方メートル以上の山林に設置する場合は、降雨強度式に基づき降雨強度は50年確率以上、降雨継続時間は10分を基準とする。</u></p> <p><u>(2) 同一の事業者が既に完了又は設置工事中の事業に係る土地に隣接して事業を行う場合等、市長が一体性を有する事業と認めるときは、これらを一の事業とみなして前号の規定を適用する。</u></p> <p><u>(3) 前2号の規定によることが困難な場合は、市と事前協議すること。</u></p> <p><u>(4) 定期的な維持管理を行うこととし、管理者の連絡先等を掲示すること。</u></p> <p>その他 削除</p>	<p>その他</p>